

都道府県管理構想について

- 国土形成計画において都道府県は、広域的な見地から地域の在り方を検討し、分野ごとの施策の方向性や、土地利用の用途の方向性を示すことが期待されている。
- 都道府県管理構想については、都道府県土に関する現状把握及び将来予測を実施するに当たっては、市町村・地域においても参考になる情報の整理を行うとともに、広域的・流域的な視点から都道府県土の利用・管理の在り方を整理する。

都道府県管理構想の記載事項

① 都道府県土の管理に関する基本構想

- ・ 都道府県土に関する現状把握及び将来予測
- ・ 現状把握及び将来予測を受けた都道府県土の管理の在り方
- ・ 管理すべきエリアと市町村、地域で対応すべき課題について判断するための視点
- ・ 広域的な市町村間の調整

② 必要な措置の概要

- ・ 市町村及び地域に対する支援
- ・ 市町村によって管理しきれない地域について、都道府県で実施する管理の取組

・ 国が策定する国土の管理構想で示された、管理すべきエリアと対応すべき課題について判断するための視点をベースに、都道府県土における管理の在り方を示し、国が策定する管理構想を補完する。

・ 国が策定する国土の管理構想を都道府県として書き下すことで、市町村、地域が管理構想の策定に当たり、判断するための視点を提供する（市町村域を超えた広域調整にも資するもの）。（トップダウン）

・ 市町村管理構想、地域管理構想の策定に向けた支援を行う。
 ・ 都道府県内の連携を推進する取組を行い、管理されないことによる課題の発生を抑制する。

- 都道府県内各市町村の地域及び土地の管理状況をデータから整理し、20から30年後の将来予測を実施。
- 都道府県域の土地の維持すべき機能・資源や管理水準の低下によりリスクが高まる可能性のあるエリアに係る情報を整理し、市町村や地域で対応すべき課題について判断するための広域的・流域的な視点を提示する。その際には、国の策定する国土の管理構想と各分野における都道府県計画の考え方と整合を取る。
- 都道府県で示す管理の在り方は、流域などのブロック単位（市町村単位ではなく）を意識して設定する。

✓ 集落維持可能性に係る情報

人口、高齢化率、世帯減少率、転入転出等（国勢調査等）

✓ 土地の管理状況に係る情報

耕作者年齢、耕作意向、後継者の有無、荒廃農地の状況
（農林業センサス、人・農地プラン、荒廃農地調査）

森林管理状況
（森林GIS等）

空家率（住宅・土地統計調査）

事業実施状況や行政への要望の状況

〈基本的情報の整理〉

・都道府県土に関する現状把握及び将来予測

・各市町村及び各流域の状況を整理し、将来推計を示すとともに、課題状況を把握・整理する。

✓ 土地の維持すべき機能・資源に係る情報

文化資源（文化財（重要文化的景観や未指定の文化財含む。）等）

景観資源(景観計画対象地域等)

観光資源

水資源(流域水循環計画対象地域、水資源保全に関する条例対象地域等)

生物多様性、環境保全（生物多様性地域戦略で示される保全すべき自然環境等）

〈広域的・流域的視点の整理〉

・都道府県土に関する現状把握
・管理すべきエリアと市町村、地域で対応すべき課題について判断するための視点

・広域的な市町村間の調整

✓ 管理水準の低下によりリスクが高まる可能性のあるエリアに係る情報

災害リスク（ハザードマップ）

鳥獣被害（第二種特定鳥獣管理計画の生息域）

・広域・流域的な視点から、土地の管理水準の低下を防ぎ、維持すべきエリアを明らかにする。



これらの情報と、国としての国土の管理構想や各分野の都道府県計画の内容から、都道府県土の管理の在り方として示す。

- 広域的・流域的視点から整理した管理の在り方に対応して、都道府県内の連携を推進し、必要な管理の取組を促進する。各市町村では実施困難な取組については、都道府県自ら管理の取組を実施する。

都道府県における広域的・流域的視点からの取組事例：

- ・ 生物多様性、環境の保全
 - (例) 琵琶湖流域における多様な主体の連携による環境保全の取組 (滋賀県)
- ・ 水循環の確保・水資源の保全
 - (例) 熊本地域における地下水保全の取組 (熊本県)
- ・ 広域的な景観の形成・保全
 - (例) 羊蹄山麓等における広域景観の取組 (北海道)
- ・ 流域一体的な災害リスクへの対応
 - (例) 滋賀県における流域治水の取組 (滋賀県)

事例：琵琶湖流域における多様な主体の連携による環境保全の取組（滋賀県）

- 滋賀県では、日本最大の湖であり近畿圏の貴重な水資源である琵琶湖を、健全な姿で次世代に継承していくため、「琵琶湖と人との共生」を基本理念として、琵琶湖の総合的な保全に取り組む計画（琵琶湖総合保全整備計画〈マザーレイク21計画〉）を策定し、琵琶湖を保全するため、マザーレイクフォーラムを設置し、流域における多様な主体の連携による取組を推進している。
- 琵琶湖の水質や生態系保全、水源涵養に向け、行政のほか様々な主体による取組が進められてきているが、具体的な取組の一つとして、滋賀県では、自然と共生する持続可能な農林水産業の継承と地域活性化につなげるため、世界農業遺産の登録を目指した取組を進めている。取組の結果、平成31年には「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として日本農業遺産に認定されるなど、地域固有の環境に根ざした生活、文化や歴史が再評価されつつある。

■具体的な取組内容

- ・滋賀県では、琵琶湖の生態系や自然環境を保全するため、自然再生事業等に取り組むとともに、流域一帯における環境保全型の農業の推進等を行っている。
 - －琵琶湖の固有種であるニゴロブナ等の湖魚が産卵・生育できる水田環境を取り戻すための魚道の設置や維持管理の支援、こうした取組を実施する水田でとれた米のブランド化等を行う「魚のゆりかご水田プロジェクト」の展開
 - －減農薬等の基準をクリアした農産物を県が認証
- ・水源林の保全のため、琵琶湖の漁業者が、林業者や地域住民と協働して植林を行う「漁民の森」活動など、様々な主体とその連携による琵琶湖の保全の取組が行われている。
- ・県の主導により、県内市町村や関係機関からなる「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」を設置。伝統的な漁業に加え、環境保全型農業や水源林の保全活動など、琵琶湖と共生した農林水産業に係る取組を一つのストーリーとしてとりまとめるなど、行政界・セクターを超えた連携のもと、世界農業遺産登録を目指している。

（経緯）

- ・2000年、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）」策定。2011年に第二期計画策定。琵琶湖を保全するための幅広い取組を推進。
- ・2001年から県による「魚のゆりかご水田プロジェクト」開始、2003年、「環境こだわり農業推進条例」制定など各種取組を展開。
- ・2016年、世界農業遺産登録に向け、「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」準備会を設立。2018年、年県内19市町や関係機関の参画による協議会を設立。
- ・2019年、「日本農業遺産」に認定。「世界農業遺産」認定申請書をFAOに提出。



漁業者等による水源林の保全活動
（出典）滋賀県HPより作成

事例：熊本地域における地下水保全の取組（熊本県）

- 熊本県の白川中下流域の11市町村は一つの地下水盆から生活水、農業・工業用水等を利用しており、熊本県及び11市町村が連携した地下水保全の枠組みが構築されている。
- 県は、関係市町村の参画による対策の検討・合意形成のための会議の設置、地下水保全のための総合的な計画の策定・とりまとめ等を担ってきた。H22年には地下水保全に関わる複数の組織を統合した、県・市町村の負担金や協賛する企業等からの資金を財源とする財団が設立され、調査研究や地下水涵養事業等の公益事業が実施されている。

■ 取組内容

- ・熊本県は、熊本市との連携による地下水の実態調査、関係市町村の政策協議・合意形成のための会議の設置、関係市町村共同による計画策定等を実施。行政界やセクターを超えた連携の機運醸成に寄与。
- ・現在は、県・関係市町村・民間企業等が参画し、財源を拠出する「公益財団法人くまもと地下水財団」が協働の中核を担っており、大学・研究機関等と連携した地下水モデルの構築や、水田オーナー制度による休耕田を活用した地下水涵養事業などの公益事業を実施している。
- ・さらに、下流域の行政や地下水を利用している企業が、地下水涵養に資する中流域の水田で湛水事業を行うなど、行政界・セクターを超えた連携による取組が拡大。湧水量の増加にもつながっている。

(経緯)

- ・1986年に県・関係市町村が参画する会議を設置。その後、水源涵養や節水・普及啓発等の事業を行う基金や協議会を熊本市長を長として発足。
- ・1996年「熊本地域地下水総合保管理計画」（熊本県・熊本市）を策定、行政間や産業界・県民等の連携を推進。2008年には県・11市町村による第二次計画を策定、既存組織を統合した新組織による多様な主体連携の取組を推進する等の方向性が示された。
- ・2012年「公益財団法人くまもと地下水財団」（理事長：熊本市長）設立。



水田オーナー制度による休耕田の活用



企業・行政が連携した中流域の水田湛水事業。農業者に助成金が支払われる



地下水涵養に資する農産物のブランド化



地下水保全の協働の枠組み概念図

(出典) 流域マネジメントの事例集(内閣官房水循環政策本部事務局)、公益財団法人くまもと地下水財団HP、熊本県HPより作成

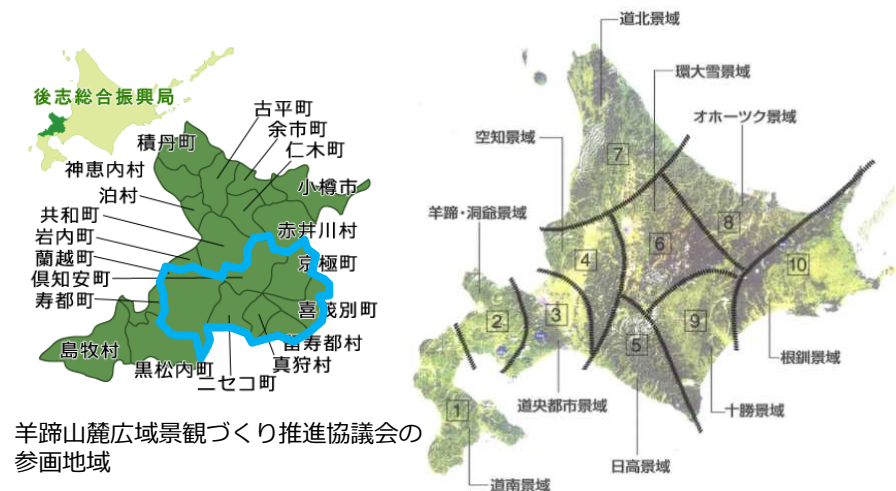
- 北海道では、景観特性から一体的なまとまりがあり、効果的な取組が期待できるエリア区分や、それぞれの課題・取組の方向等の提示を行うなど、広域的に一体性のある景観形成の取組を推進してきた。
- このうち「羊蹄・洞爺」の景域に位置する羊蹄山麓地域においては、北海道（後志総合振興局）による呼びかけにより、平成17年に、7町村からなる「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を設立。統一的な景観形成に向けた指針等を策定し、それに基づく景観保全の実施や、統一的な広告・看板の設置、一帯の空家・空地問題への対応の検討等を実施してきている。

■取組内容

- ・北海道は、1999年「北海道景観形成基本計画」において、一体的なまとまりがあり、目標の共有や効果的な取組が期待できる10のエリア（景域）と、景域カルテとして、それぞれのエリアの課題や取組の方向を提示。景観条例を制定するなど、広域景観形成の取組を推進。
- ・羊蹄山麓の7町村では、羊蹄山という景観資源を共有する一方、開発による景観保全に対する危機感が高まっていたところ、2005年に北海道（後志総合振興局）の呼びかけにより、「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を設立。
- ・協議会において統一的な景観形成に向けた指針の策定や、看板や広告等に関するガイドラインの策定等を行い、それに基づき、各地区において、植栽や沿道の花壇管理、統一的な看板設置等による一体感のある景観形成・保全の取組が進められている。
- ・2011年には、地域一帯の課題として、廃屋・空家問題について検討を行う部会が設置され、北海道（後志総合振興局）の社会実験として、建築士会等と連携した空き家バンクを設置・運営。（現在は後志管内20市町村と、建築・不動産の専門家団体及び後志総合振興局からなる協議会での運営に移行）

（経緯）

- ・北海道が、広域景観の推進を位置付けた「北海道景観形成基本計画」（1999年）及び「北海道美しい景観のくにづくり条例」（以下「条例」という。2001年）を制定。
- ・2005年、北海道後志総合振興局の働きかけにより、羊蹄山麓7町村による「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を設置。2006年、一帯の景観の基本的な考え方を示した「羊蹄山麓広域景観づくり指針」を策定。条例による広域景観づくり推進地域に当該地域を指定。（2008年に景観法に基づく取組に移行）
- ・2011年、協議会に空地・空家問題検討部会を設置。空き家バンクの運営を開始。（出典）北海道HP、北海道後志総合振興局HP、「広域的景観形成について」（国土交通省都市局）より作成



北海道によって示された10の景域。景域ごとに、景観特性や課題・取組の方向が示されている。

羊蹄山の景観

○滋賀県では、どのような洪水にあっても人命が失われることを避けることなどを目的に、河川管理に加え、水田・ため池の保全や雨水貯留浸透機能の確保、土地利用誘導等による氾濫原の被害軽減対策を組み合わせた「流域治水」の取組を主導的に進めている。

○県では「滋賀県流域治水基本方針」において流域治水の目的、手段、役割分担を示すとともに、基本方針を実効性のあるものとするために「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定し、土地利用誘導等を実施。また、土地利用や住まい方、避難行動につなげる基礎資料として、一級河川だけでなく、普通河川・農業用水路・下水道等も含めた水害リスク情報である「地先の安全度マップ」を公表するとともに、地域に対する出前講座、市町・住民等の参画による水害に強いまちづくりの検討を進めるなどしている。

■取組内容

- ・滋賀県では、流域治水の推進のため、河川担当部局とは別に、河川区域外の土地利用等の氾濫原における対策を実施する流域治水担当部局を設置。河川管理と氾濫原管理を総合的に進めるための体制を構築。
- ・「滋賀県流域治水基本方針」において、河川整備に加え、水田・ため池の保全や雨水貯留浸透機能の確保等の「ためる」対策、土地利用誘導等の被害を最小限に「とどめる」対策、地域防災力の向上を行う「そなえる」対策を柱とする、流域治水の基本方針を提示。
- ・行政や地域における土地利用や住まい方の検討に資する基礎的情報として、一級河川だけでなく、農業用排水路・下水道等も含めた水害リスクを分析し「地先の安全度マップ」として公表。
- ・「滋賀県流域治水の推進に関する条例」において、災害リスクの高い土地の土地利用誘導や建築制限を規定。
- ・圏域ごとに設置された国・県・市町からなる協議会において、各地域の対策が検討されるとともに、こうした取組を踏まえ、市町においては都市計画への反映や、雨水貯留浸透機能の確保等を実施。また、住民等の参画による「水害に強い地域づくり計画」の検討が行われている。

（経緯）

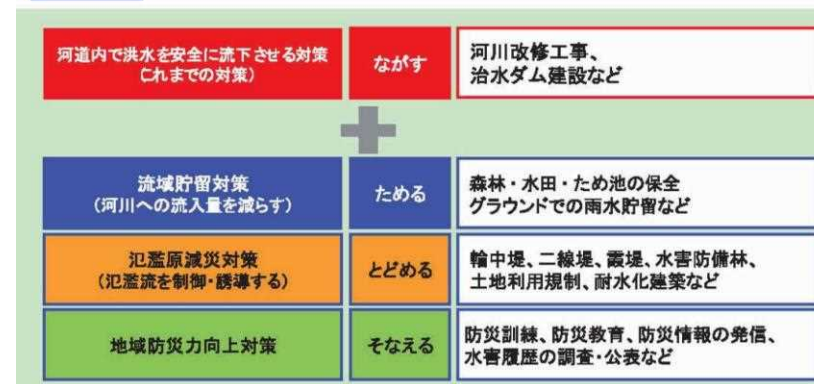
- ・2006年、滋賀県庁に流域治水政策室を設置。2007年、県庁内関係各課・国・流域8市町からなる流域治水検討委員会（行政部会）、2008年には公募委員からなる住民部会、2009年に学識者部会を設置。
- ・2012年、滋賀県流域治水基本方針を策定、地先の安全度マップを公表。
- ・2014年、滋賀県流域治水の推進に関する条例の公布・施行。

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先）
- ② 床上浸水などの、生活再建が困難となる被害を避ける

手段

地先の安全度を基礎情報に川の中の対策だけでなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(川の外の対策)を総合的に実施する。



滋賀県における流域治水の基本方針



地先の安全度マップ（web上の「滋賀県防災情報マップ」で公表、市町村ごとのPDFとしても掲載）

（出典）滋賀県HPより作成

- 市町村管理構想、地域管理構想の策定に向けた支援として、以下の取組が考えられる。
 - ・隣接する市町村間の市町村管理構想の調整に当たっての支援を行うこと
 - ・都道府県土の管理に関する基本構想における情報などを市町村でも参照可能な情報として示すこと（データ提供支援）
 - ・市町村、地域で管理の取組を進めるに当たって必要な支援を行うこと
- データの提供については、データベース化されるとなお良い。
- 都道府県内の専門家(例えば、農業普及指導員や林業普及指導員など)が地域での取組を支援することも有効であると考えられるため、都道府県として、それぞれの業務の中で支援が行えるよう、後押しを行うことも考えられる。

○市町村、地域で管理の取組を進めるに当たって必要な支援については、以下の取組が考えられる。（都道府県の既存の支援事業の事例から整理。）

✓ 地域の話合いの段階における支援

- ・人口等の分析・検討に資するデータ提供
- ・地域での話合いに対する費用支援
- ・課題解決手法や地域での話合いの手法に関する研修の実施
- ・専門家の派遣支援
- ・地域サポートのための都道府県職員派遣の実施

✓ 地域の取組の実行段階における支援

- ・担い手の運営組織の立ち上げ支援
- ・国土管理手法を含めた技術の習得支援や資格取得支援、研修の実施
- ・共同作業の実施などの活動費の支援
- ・地域資源を活用した事業展開に当たっての支援
- ・関係人口やボランティアを呼び込む事業の支援
- ・取組を進めるためのアドバイザーの派遣の実施
- ・企業とのマッチング支援(CSR含む。)
- ・取組事例の紹介、表彰

地域の話合いの段階における支援 人口等の分析・検討に資するデータ提供

○島根県は、公民館エリア（旧小学校区）別の人口データや将来の推計人口等の情報を分かりやすく提供し、小さな拠点づくりの機運醸成を促進している。

■概要

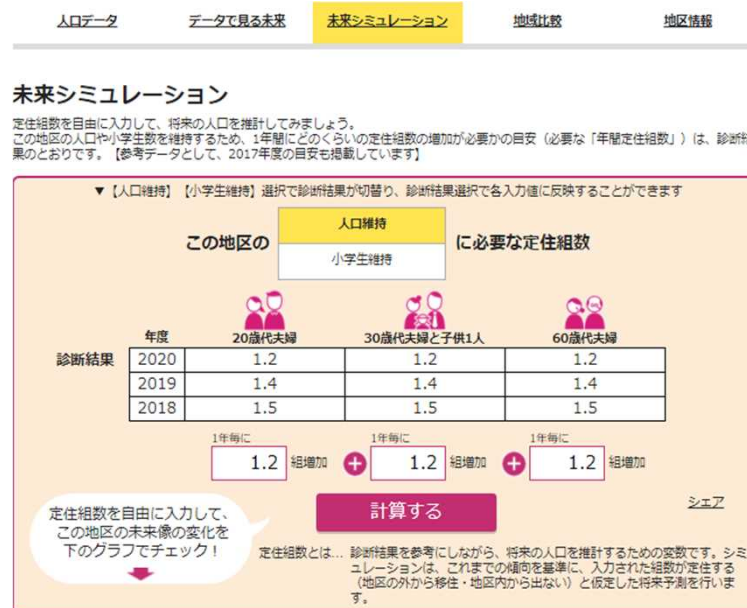
- ・平成25年12月「しまねの郷づくりカルテ」として開設
- ・平成30年3月27日リニューアルを行い、データを見やすく探しやすいよう改善し、非中山間地域も含めて全地区を掲載することとした。
- ・公民館エリア別に、人口・小中学生数の推移などのデータを分かりやすくかつ迅速に提供することで、地域住民が自らの地域の状況・課題を把握し、将来の地域の姿(目標)を思い描くなど、「小さな拠点づくり」の機運醸成を促進するために開設

■主な機能

- (1)人口データ
現在の人口データ、高齢化率などを掲載
- (2)データで見る未来
現在と過去の人口を元に計算した、5年毎に30年後までの推移がわかるグラフを掲載
- (3)未来シミュレーション
地区の人口や子どもの数を維持するために、1年間にどのくらいの定住組数の増加が必要かシミュレーションが可能
- (4)地区比較
自分の地区と他の地区の人口増減率や高齢化率などの比率が比較可能
- (5)地区情報
地区の取組情報を掲載

■目的

- (1)地域住民の自覚・気付き
公民館エリア別に、人口・小中学生数の推移などの客観的データに基づき、地域住民が自らの地域の状況・課題を把握し、将来の地域の姿(目標)を思い描くなど、「自覚」と「気付き」の契機とする。
- (2)他地域情報の把握
自地域の課題解決の参考となる他地域の取組事例などの情報を把握する。



（出典）しまねの郷づくり応援サイトHP、全国知事会HP「先進政策バンク 先進政策創造会議」より作成

地域の話合いの段階における支援 専門家の派遣支援

- 兵庫県では中山間地域における小規模集落対策※として、まちづくりコンサルタント等の**専門家を派遣する「地域再生アドバイザー派遣事業」**を実施している。過疎化・高齢化が一層進展するなかで、集落活動を維持・継続するための支援、支え合う仕組みづくり、将来構想づくり等を促進するため、地域内外の合意形成や地域活動の試行的取組について支援している。
- 地域の話合いにおいて、地元住民の提案に対する効果的なアドバイスの実施や、他地域での事例や専門分野からの情報提供、第三者的立場から地域の魅力や問題点の指摘などを行い、合意形成を支援している。

（※高齢化率40%以上かつ世帯数50戸以下の集落[県独自基準]）

■活動内容等

- まちづくりコンサルタント、農業、地域資源活用、福祉、空家活用、都市計画等の様々な分野の専門家（大学の教授や民間事業者等）がアドバイザーとして数多く登録されており、地域を手厚くサポートできる体制となっている。
- アドバイザーの派遣の他、県職員の参画や補助金などの支援をセットとして、地域再生に向けた支援を行っている。

■取組の実績

- 平成26年に集中豪雨による土砂崩れで被災した兵庫県丹波市では、まちづくり土砂災害の復興計画を策定するための専門家が派遣され、住民のモチベーションを高める役割を担った。地域住民が参加するワークショップや先進地視察等も行うことで、住民意識の向上や合意形成につながった。



住民参加で行われるワークショップ
（NPO法人地域再生研究センター資料 平成30年より）



被災した集落の様子（丹波市提供）



（出典）兵庫県HP、国土管理専門委員会2018年とりまとめ

地域の話合いの段階における支援

地域サポートのための都道府県職員派遣の実施

- 京都府では、食料・水・空気など府民生活を支える農山村地域が過疎化・高齢化で存続の危機にあるため、地域の抱える多様な課題を解決する総合的な施策により地域の再生と持続的な発展を支援する取組を進めている。
- 様々な地域の課題に対しては、**府職員**（令和元年度までは「**里の仕事人**」と呼称）が、現地・現場に入り、地域で活動する方々、市町村、NPO、大学、関係機関等と連携・協働しながら、一つのチーム（地域連携組織）として、課題解決に取り組んでいる。また、広域振興局、本庁の職員も、様々な関係機関とも連携し、地域の抱える各種課題の解決に向けて、現地・現場に寄り添った支援を行っている。
- 地域連携組織において、地域づくりの体制構築、活性化取組やビジネス興しなどの立ち上げ期をサポートする人材（**里の仕掛人**）、地域の活性化取組や地域ビジネスなどを長期的に持続できるようにサポートする人材（**里の公共員**）を配置。

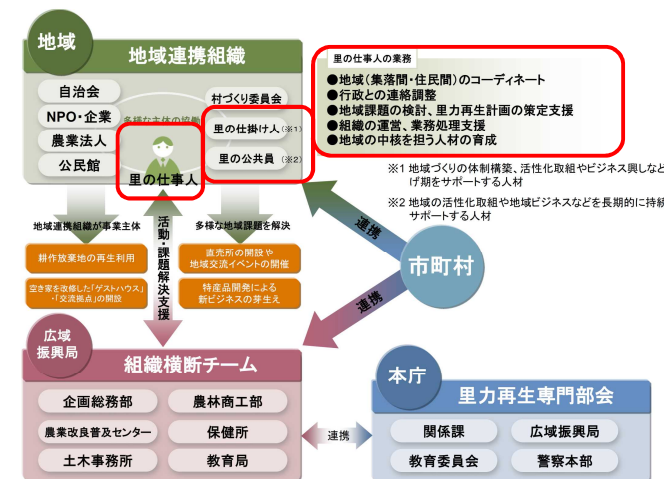
京都府では、府民生活を支える「命の里」である農山村地域の維持・再生・発展と未来へ継承する取組を進めています。



農山村地域は、食料の生産、水や空気の供給、災害の防止など、府民の安心・安全な暮らしに大きな役割を果たしています。しかし、これらの地域では、過疎化・高齢化が進行し、かつて地域活動が活発であった地域でも、学校の廃校などにより、地域コミュニティが薄れつつあるところも見られます。そのような中、京都府では、農山村地域がこれからも輝き続けられるよう、府独自事業の「ふるさとボランティア（さとボラ）」や「ふるさと共援活動」などをベースとして、「共に育む『命の里』事業」へと展開。さらには「明日の『京都村』づくり事業1、「命の里」京都農村再生事業1へと取組を進めてきました。

課題解決のために～現在の取り組み～

組織横断チームによる地域連携組織の支援のイメージ（共に育む「命の里」事業）



（出典）京都府HPより作成

地域の話合いの段階における支援

地域サポートのための都道府県職員派遣の実施

○高知県では、県庁と地域をつなぐパイプ役として、各地域に地域支援企画員（県職員）が配置されている。地域のニーズや思いを汲みながら、地域の振興や活性化に向けた取組を支援するとともに、県の情報を伝え、県民の声を県政に反映させるための活動を地域で実施している。

○市町村役場に活動の拠点を置き、市町村と連携し、様々な活動をしている。

■活動内容等

<役割>

- (1) 産業振興や地域づくりなど地域の活性化に向けた支援
- (2) 地域における活動の芽を育む
- (3) 県の政策を地域に伝える
- (4) 地域的情報を汲み上げ、県の政策等に反映など

<主な活動内容>

- ◆産業振興計画（地域アクションプラン）の地域での芽出しや実行支援
- ◆集落活動センターの立上げ・運営等の取組への支援
- ◆地域における移住促進の取組への支援
- ◆地域の人づくりへの支援 など

■駐在・配置

県内7ブロックに産業振興推進地域本部を置くとともに、以下の職員を配置

- ①地域産業振興監（副部長級）7名
地域支援企画員の指揮監督
- ②地域支援企画員総括（課長補佐級）17名
担当地域支援企画員の指揮監督
- ③地域支援企画員40名
※①②は地域本部に駐在、③は基本的に各市町村役場に駐在

■特徴

- 産業振興推進地域本部をブロックの拠点に組織で活動を展開
- 地域支援企画員は、市町村役場に活動の拠点を置き、市町村と連携し、様々な活動を展開
 - ・産業振興推進部計画推進課の所属職員
 - ・一人に1台ずつ公用車と公用携帯を配備
 - ・執務スペース等の確保は市町村の行政財産使用許可の取得
 - ・駐在先に県庁LANを設置して本庁と同様の執務環境を整備
- 予算執行権限は持たずに行動力でアシスト
 - ・予算・事業を持つ本庁等の部署につなぐ

計64名が地域に駐在

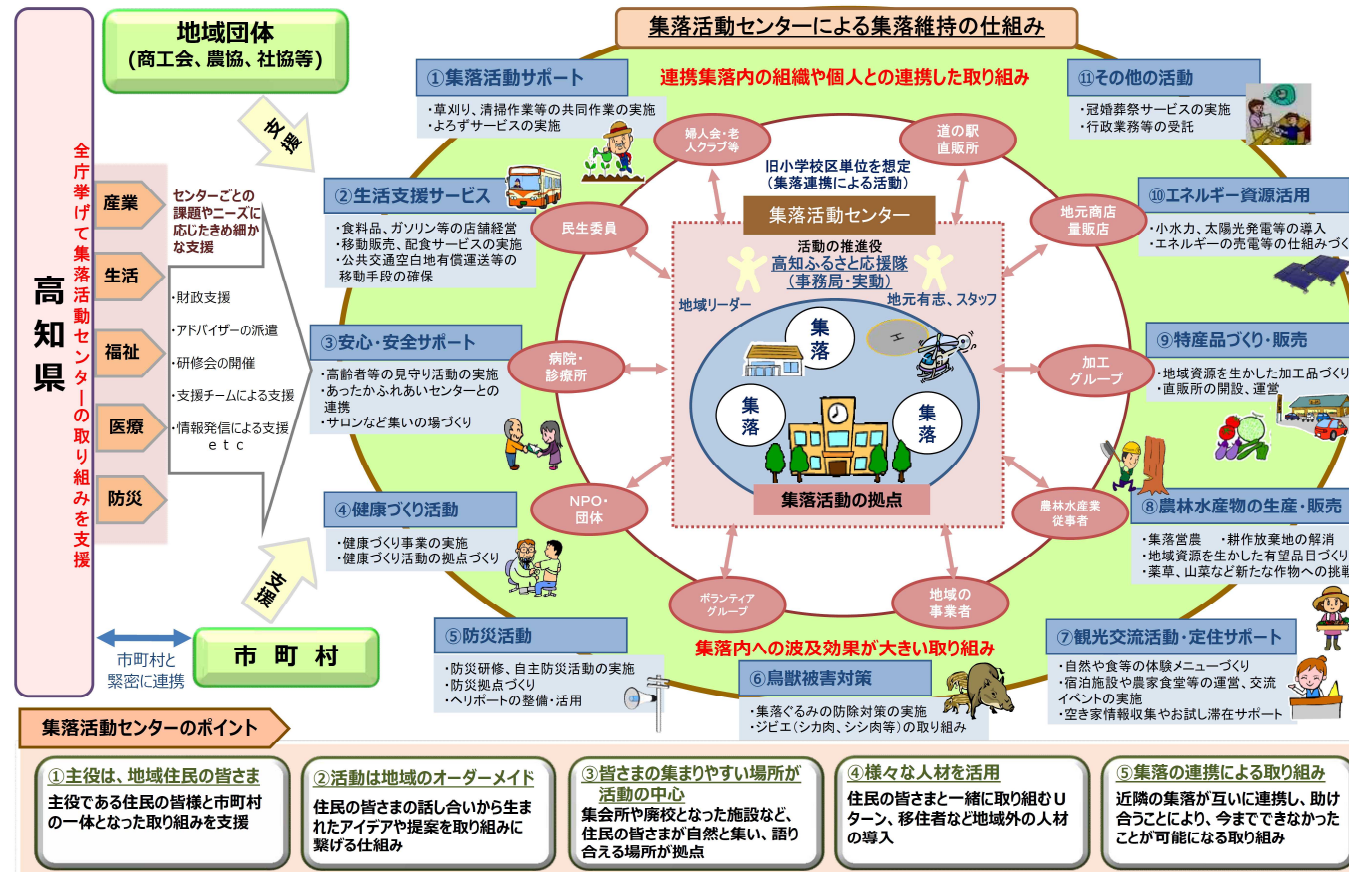


(出典) 農林水産省「第7回 新しい農村政策の在り方に関する検討会」資料より作成

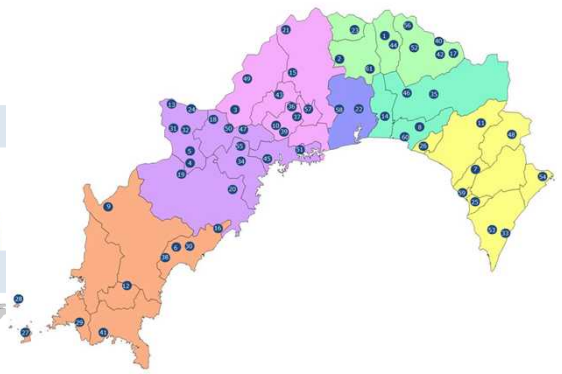
地域の取組の実行段階における支援

担い手の運営組織の立ち上げ支援、共同作業の実施などの活動費の支援

- 高知県では、地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、様々な地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む「集落活動センター」の設置を推進しており、持続可能な集落づくりや耕作放棄地の解消などの取組を実施している。
- 県は、集落活動センターを設置する市町村に対し、センターの取組に必要な経費や、センターの活動や立上げ準備に従事するスタッフ(地域おこし協力隊等)の人件費及び活動経費等を支援している。



■ 集落活動センターの開設状況



32市町村 61カ所で開設
(令和2年6月28日現在)

集落活動センターのポイント

- ① 主役は、地域住民の皆さま
主役である住民の皆様と市町村の一体となった取組を支援
- ② 活動は地域のオーダーメイド
住民の皆さまの話し合いから生まれたアイデアや提案を取り組みに繋げる仕組み
- ③ 皆さまの集まりやすい場所が活動の中心
集会所や廃校となった施設など、住民の皆さまが自然と集い、語り合える場所が拠点
- ④ 様々な人材を活用
住民の皆さまと一緒に取り組むUターン、移住者など地域外の人材の導入
- ⑤ 集落の連携による取組
近隣の集落が互いに連携し、助け合うことにより、今までできなかったことが可能になる取組

(出典) 高知県HPより作成

地域の取組の実行段階における支援 企業とのマッチング支援（CSR含む。）

- 三重県では、企業と農山漁村が結びつき、双方が利益を受けるような、より良い共生の関係づくりの支援を行っている（企業と農村漁村のマッチング支援）。
- 農山漁村は、過疎・高齢化等の課題を抱える中で多くの地域資源を有しており、一方、企業はCSR活動の推進などの課題を有するため、両者が結びつくことで、互いの課題を解消し、メリットがある関係を構築できる。

■ 活動内容等

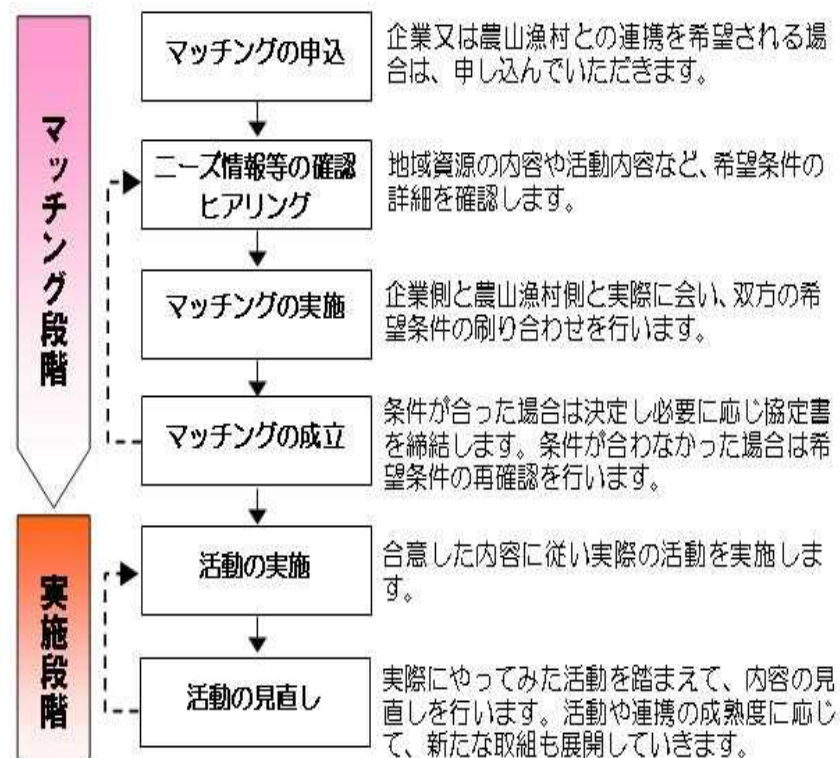
○ 県が行う支援の取組

- ① 企業と新しい共生の関係づくりを望む農山漁村の掘り起こし、希望条件などとともに情報提供
- ② 活動実践にあたり地元市町等関係機関への連絡・調整、情報提供、活動の助言
- ③ 取組を県ホームページや各種広報媒体、シンポジウム等のイベントなどで紹介、PRし、広く情報発信

■ 三重のふるさと応援カンパニー推進事業のイメージ



■ 三重のふるさと応援カンパニー推進事業の実施フロー



地域の取組の実行段階における支援 関係人口やボランティアを呼び込む事業の支援

○宮崎県は、中山間地域において、人口減少・高齢化等により困難となった集落活動を支援するボランティアを隊員として登録し、集落等の要請に応じて派遣する取組を実施している。中山間地域の集落活動を支援するとともに、中山間地域と都市住民との交流を推進することを目的としている。

○中山間盛り上げ隊の隊員数は、令和2年3月時点で915名

■活動内容等

中山間地域の集落及び市町村等から要請のあった次に例示するような活動を実施。

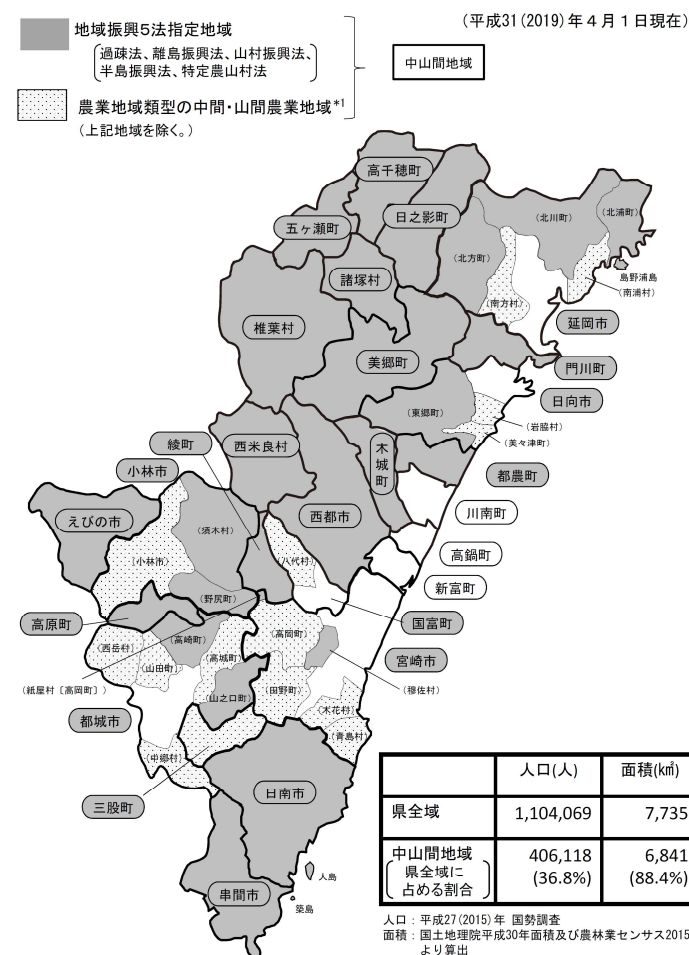
- ①集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
- ②山水利用の集落における水源地の管理
- ③農作業の手伝い
- ④植栽・下刈り等の森林保全活動
- ⑤鳥獣被害防除ネットの設置等の鳥獣被害対策
- ⑥伝統芸能の実施サポート
- ⑦集落の祭り又は地域行事の運営補助
- ⑧集落等で作られた特産品のPR活動
- ⑨その他集落等の維持・活性化を図る上で必要な活動



通学路のツツジ剪定（小林市）



水路の清掃（日南市）



(出典) 宮崎中山間ネットHP、宮崎県HPより作成